

福井県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月3日

福井県監査委員	笹岡	一彦
同	西畑	知佐代
同	江川	権一
同	伊藤	和弘

第1 随時監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理防止の観点から補助金の執行状況を確認する必要があるため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

（公財）福井県スポーツ協会および第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に対する補助金のうち、福井県ハンドボール協会に交付したものを対象とする。

第3 監査の着眼点

- 1 補助金事務について
- 2 福井県ハンドボール協会の不適正経理処理について

第4 監査の実施方法

平成27年度から令和2年度における（公財）福井県スポーツ協会への補助金、平成27年度から平成30年度における第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に対する補助金のうち、福井県ハンドボール協会に交付したものの事務が適正に処理されているか監査した。

第5 随時監査の結果等

1 実施状況

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| （1）対象機関 | 教育庁 保健体育課 |
| （2）実施年月日 | 令和3年6月25日
（事務局職員による調査 令和3年6月15日） |
| （3）対象期間 | 平成27年度から令和3年度調査日 |

2 結果

保健体育課が、（公財）福井県スポーツ協会および第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に交付した補助金の支払および検査事務については改善を要する事項は認められなかった（福井県ハンドボール協会交付分）。

3 検討事項

福井県ハンドボール協会において、競技力向上対策事業補助金の不適正経理があったことは誠に遺憾である。

保健体育課においては、(公財)福井県スポーツ協会による定期的な会計実地検査や研修の実施など、各競技団体のガバナンスの確保やコンプライアンスの強化が徹底されるよう指導されたい。

また、各競技団体において、複数人による会計事務執行を徹底するとともに、専門家や役員による監査の実施など、適正な会計・経理事務が担保される体制整備が進むよう(公財)福井県スポーツ協会を指導されたい。